

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	湯平 (湯平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者が中心に経営している。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策、減農薬・減肥料、農地の保全・管理、水田の畑地化である。地域内で主に栽培している作物は、水稻(ひとめぼれ等)、野菜である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、経費の増加、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、農業用機械の購入ができない及び大型機械が導入できない、また水利が不安定であることなどが挙げられる。これらの課題の原因や理由として挙げられるのは、後継者不足で遊休農地が増加したことで鳥獣被害も増加し、結果として収穫量も減っているという悪循環となっていることである。

主な作物・水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、センサー、ロボット、人工知能など新技術導入で効率化を図ること、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け、果樹等への転換、企業による農業参入、新しい技術の導入、団地の造成に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は現状維持していくが、今後離農者が出た場合は中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取り組む予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の設置及び点検を行う。				
②減農薬・減肥料。				
⑦水路の維持・管理等を行っていく。				
⑨水田の畑地化。				